

奈良県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第 19 号

奈良県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例（令和 7 年 2 月条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第 2 条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第 3 条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認（期間延長）申請書（別記様式）により、配偶者同行休業を始めようとする日の 1 月前までに行うものとする。

2 前項の場合において、総務事務システム（電子計算機を利用して、職員の勤務、給与等に関する事務の処理並びに職員の出勤時間及び退勤時間の記録を行うシステムで総務部総務課長が管理するものをいう。）により申請したときは、同項の申請をしたものとみなす。

3 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第 4 条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(届出)

第 5 条 配偶者同行休業をしている職員は、条例第 9 条の規定によるほか、配偶者同行休業に係る事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を書面により任命権者に届け出なければならない。

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(職務復帰)

第 6 条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第 8 条第 2 号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(配偶者同行休業の承認等の通知)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を記載した文書を交付しなければならない。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合
- (4) 職員の配偶者同行休業の承認を取り消す場合

(配偶者同行休業に伴う任期付職員の任用に係る通知)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、その旨を記載した文書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、文書の交付によらないことを適当と認めるときは、文書の交付に代わる適当な方法をもって文書の交付に代えることができる。

- (1) 条例第10条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合
- (2) 条例第10条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新した場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

(職務復帰後における号給の調整)

第9条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（奈良県広域水道企業団職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（令和7年3月企業管理規程第19号）第20条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第10条 奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（令和7年3月企業管理規程第21号）第14条第1項及び第16条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同規程第14条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第16条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかった期間については、その

月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

配偶者同行休業承認（期間延長）申請書

		申請年月日		年	月	日
(任命権者)		殿		申請者 所 属		
				職・氏名		
下記のとお		配偶者同行休業の承認		を申請します。		
配偶者同行休業の期間の延長						
1 申請に係る配偶者	氏 名					
	職 業					
	申請時の所属名称 (所在地)	()				
	外国滞在事由					
	外国滞在中の所属先名称 (所在地)	()				
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで				
2 申請の内容		☐ 配偶者同行休業の承認（「5 延長の期間」は記入不要） ☐ 配偶者同行休業の延長（「4 申請期間」は記入不要）				
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）						
4 申請期間		年 月 日から 年 月 日まで				
5 延長の期間		年 月 日から 年 月 日まで				
既に配偶者同行休業をしている期間		年 月 日から 年 月 日まで				
6 備考						

(注)①この申請書には、申請書に係る配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
②「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合は、「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
③「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
④該当する□にはレ印を記入すること。

※所属長記入欄

受理年月日	年 月 日				☐ 承認 ☐ 不承認
決裁年月日	年 月 日				職・氏名